

セット式浄化槽を建築物基礎部分や駐車場下部に浄化槽を設置する場合の留意点

建築物の基礎に近接した部分及び駐車場の下部などに浄化槽を設置することは、土圧等の外力により槽の破損等を招くおそれがあるので避けて下さい。

しかし、やむを得ず設置する場合は、下記の図1及び図2を参考に土圧等の外力の影響が少なくなるように設置してください。

記

(1) 建築物の基礎部分

建築物の基礎部分の外側から45度以下に浄化槽がある場合は、鉄筋コンクリート造の擁壁を設けてください。

ただし、鉄筋コンクリート造の擁壁を設けることが困難等のやむをえない場合においては、建築主事等と協議の上、十分強度がある山留め用鋼板とすることも可能です。

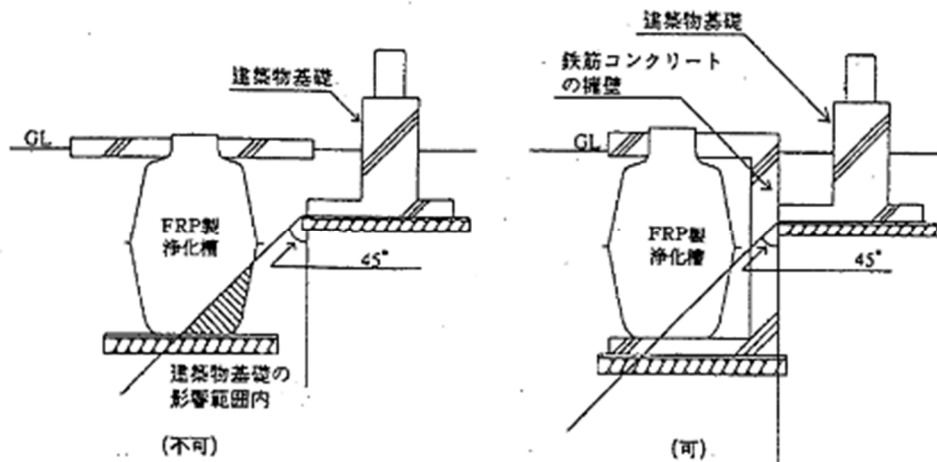


図1 建築物基礎部分に設ける場合の例

(2) 駐車場の下部

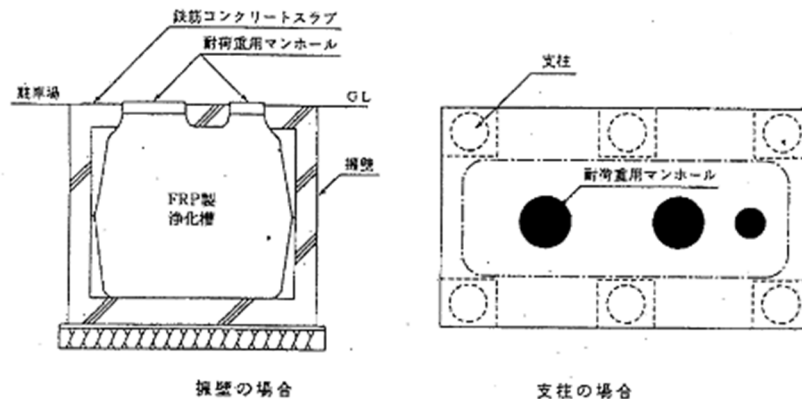


図2 駐車場下部に設ける場合の例

ただし、建築基準法に基づく指定性能評価機関が、構造耐力上支障ないものと性能評価、又は評定した浄化槽は、その建設地条件（車両総重量2トン以下の駐車場等）の範囲内において地中支柱等は求めません。

※図1及び図2は「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版（編集：日本建築行政会議）」より引用